



# 熊本県公報

号外 第 6 5 号

平成 26 年 12 月 25 日 (木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 登 載 依 頼
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部  
を改正する規則…… (人事委員会) 3
- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する  
規則…… ( " ) 7
- 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……  
 ( " ) 10
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す  
る規則…… ( " ) 11
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
…… (病院局総務経営課) 11

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 26 年 12 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 1 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 32 年熊本県規則第 38 号) の一部を次  
のように改正する。  
別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	131,881	63	229,864	125	316,715
	2	132,884	64	231,469	126	318,119
	3	133,887	65	233,073	127	319,523
	4	134,990	66	234,578	128	321,028
	5	135,792	67	236,082	129	322,532
	6	136,795	68	237,587	130	324,036
	7	137,798	69	238,991	131	325,541
	8	138,801	70	240,395	132	326,945
	9	139,904	71	241,799	133	328,550
	10	141,108	72	243,102	134	329,853
	11	142,311	73	244,306	135	331,157
	12	143,514	74	245,710	136	332,361
	13	144,618	75	247,014	137	333,464
	14	145,821	76	248,418	138	334,467
	15	147,025	77	250,223	139	335,570
	16	148,228	78	251,627	140	336,773
	17	149,432	79	252,931	141	337,977
	18	150,936	80	254,235	142	339,180
	19	152,440	81	255,338	143	340,384
	20	153,945	82	256,642	144	341,587
	21	155,349	83	257,945	145	342,690
	22	156,853	84	259,249	146	343,894
	23	158,357	85	260,352	147	345,097
	24	159,862	86	261,656	148	346,301
	25	161,366	87	262,960	149	347,203
	26	163,171	88	264,264	150	348,307
	27	164,977	89	265,367	151	349,410
	28	166,782	90	266,570	152	350,513
	29	168,587	91	267,774	153	351,616
	30	170,292	92	268,877	154	352,619
	31	171,997	93	269,980	155	353,622
	32	173,702	94	271,184	156	354,625
	33	181,424	95	272,287	157	355,528
	34	182,928	96	273,390	158	356,430
	35	184,433	97	274,393	159	357,333
	36	185,937	98	275,496	160	358,235
	37	187,442	99	276,599	161	359,038
	38	188,645	100	277,703	162	359,940
	39	189,949	101	278,806	163	360,843
	40	191,152	102	279,909	164	361,746
	41	192,556	103	281,012	165	362,548
	42	193,659	104	282,115	166	363,450
	43	194,863	105	283,218	167	364,353
	44	196,066	106	284,322	168	365,256
	45	197,270	107	285,325	169	365,857
	46	198,473	108	286,327	170	366,459
	47	199,476	109	287,230	171	367,061
	48	200,580	110	288,333	172	367,663
	49	203,187	111	289,436	173	368,064
	50	204,691	112	290,540	174	368,565
	51	206,095	113	291,242	175	369,067
	52	207,600	114	292,144	176	369,568
	53	209,104	115	293,047	177	370,070
	54	210,709	116	294,050	178	370,571
	55	212,313	117	294,952	179	371,073
	56	213,918	118	295,955	180	371,574
	57	215,322	119	296,958	181	372,075
	58	217,027	120	297,861	182	372,577
	59	218,732	121	298,663	183	373,078
	60	220,337	122	299,566	184	373,580
	61	226,655	123	300,468	185	374,081
	62	228,260	124	301,371		
再任用 職員						232,873

別表第 4 を次のように改める。  
別表第 4 (第 5 条関係)

調整基本額表

職員の区分	号給	調整基本額
再任用職員以外の職員		円
	1	5, 9 3 4
	2	5, 9 7 9
	3 ~ 3 2	6, 0 1 7
	3 3 ~ 4 8	7, 4 2 1
	4 9 ~ 7 6	8, 5 2 4
	7 7 ~ 1 2 4	8, 7 2 5
	1 2 5 ~ 1 8 5	9, 6 2 7
再任用職員		8, 5 2 4

備考 この表中「3 ~ 3 2」等とあるのは、「3 号給から 3 2 号給までの号給」等を示す。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

登載依頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

熊本県人事委員会委員長 成 瀬 公 博

熊本県人事委員会規則第 2 1 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 の行政職給料表昇格時号給対応表中

「	「	「	「
69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	52	51
71	70	52	51
71	70	52	52
72	70	52	52
72	71	53	52
73	71	53	52
73	71	53	52
74	72	53	53
74	73	54	53
75	74	54	53
」	」	」	」

を に、 を に改める。

別表第 8 の公安職給料表昇格時号給対応表中

94	93		
95	94		
96	94		
97	95		
98	95		
99	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
101	97	70	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	98		
101	99		
101	100		
101	100		

を に、 を に改める。

別表第 8 の研究職給料表昇格時号給対応表中

62	61		
62	62		
62	62		
63	62	47	46
63	62	47	46
63	63	48	47
64	63	48	47
64	63	49	47
64	63		
65	64		

を に、 を に、

  

27	26		
27	26		
28	27		
28	27		
29	27		
29	28		
29	28		
30	28		
30	29		

を に改める。

30
31
31
31
32
32
32
33

29
29
30
30
30
31
31
31

別表第 8 の医療職給料表（3）昇格時号給対応表中

90
90
90
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
95
96
96
96
96
96
97
97
98
98
99

を

89
90
90
90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96
97

に、

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95

を

85
86
86
86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93

に、

43
43
43

42
43
43



別表第8の教育職給料表（3）昇格時号給対応表中

「		「		「		「		「
	46		45		90		91	
	47		46		91		91	
	48		46		91		92	
	49		47		91		92	
	49		47		92		93	
	50	を	48	に、	92	を	93	に、
	50		48		92		94	
	51		49		93		94	
	51		50		93		95	
	52		51		94		95	
」		」		」	95	」	96	」
					96		96	
					97		97	
					98		97	
					99		98	
					100		98	
					101		99	

「		「						
	76		75					
	76		75					
	76		76					
	76		76					
	77	を	76	に改める。				
	77		76					
	77		77					
	77		77					
	78		77					
	78		77					
	79		77					
」		」						

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（本項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

熊本県人事委員会委員長 成 瀬 公 博

熊本県人事委員会規則第22号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
 別表第2を次のように改める。  
 別表第2（第3条関係）  
 ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 619円。ただし、1号給6, 209円、2号給6, 259円、3号給6, 313円、4号給6, 363円、5号給6, 413円、6号給6, 462円、7号給6, 512円、8号給6, 561円、9号給6, 611円
2 級	8, 524円。ただし、1号給8, 470円
3 級	9, 627円
4 級	10, 229円
5 級	10, 630円
6 級	11, 232円
7 級	12, 135円
8 級	12, 736円
9 級	14, 341円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7, 922円。ただし、1号給7, 234円、2号給7, 311円、3号給7, 392円、4号給7, 469円、5号給7, 536円、6号給7, 622円、7号給7, 703円、8号給7, 789円、9号給7, 866円
2 級	8, 825円。ただし、1号給7, 938円、2号給8, 019円、3号給8, 100円、4号給8, 182円、5号給8, 267円、6号給8, 371円、7号給8, 475円、8号給8, 579円、9号給8, 678円、10号給8, 795円
3 級	9, 427円。ただし、1号給9, 138円、2号給9, 229円、3号給9, 319円、4号給9, 409円
4 級	10, 630円
5 級	11, 332円
6 級	11, 633円
7 級	12, 034円
8 級	12, 435円
9 級	13, 137円

ウ 医療職給料表（1）

職務の級	調整基本額
1 級	10, 831円
2 級	13, 137円
3 級	14, 542円
4 級	15, 645円

エ 医療職給料表（2）

職務の級	調整基本額
1 級	6, 217円
2 級	8, 023円
3 級	9, 126円
4 級	9, 728円
5 級	10, 530円



6 級	1 1, 3 3 2 円
7 級	1 2, 2 3 5 円

オ 医療職給料表 (3)

職務の級	調整基本額
1 級	8, 1 2 3 円。ただし、1号給7, 0 2 2 円、2号給7, 0 8 5 円、3号給7, 1 5 3 円、4号給7, 2 1 6 円、5号給7, 2 7 9 円、6号給7, 3 4 7 円、7号給7, 4 1 4 円、8号給7, 4 8 2 円、9号給7, 5 4 1 円、10号給7, 6 1 8 円、11号給7, 6 9 0 円、12号給7, 7 6 2 円、13号給7, 8 3 0 円、14号給7, 9 2 0 円、15号給8, 0 1 0 円、16号給8, 1 0 0 円
2 級	9, 4 2 7 円。ただし、1号給8, 2 5 4 円、2号給8, 3 4 9 円、3号給8, 4 4 3 円、4号給8, 5 3 8 円、5号給8, 6 3 3 円、6号給8, 7 3 7 円、7号給8, 8 4 1 円、8号給8, 9 4 4 円、9号給9, 0 5 3 円、10号給9, 1 1 6 円、11号給9, 1 7 9 円、12号給9, 2 4 2 円、13号給9, 3 0 5 円、14号給9, 3 7 3 円
3 級	9, 7 2 8 円
4 級	1 0, 0 2 9 円
5 級	1 0, 4 3 0 円
6 級	1 1, 6 3 3 円

カ 教育職給料表 (2)

職務の級	調整基本額
1 級	9, 0 2 6 円。ただし、1号給6, 8 1 0 円、2号給6, 8 7 7 円、3号給6, 9 4 5 円、4号給7, 0 1 3 円、5号給7, 0 8 9 円、6号給7, 1 7 5 円、7号給7, 2 5 6 円、8号給7, 3 3 8 円、9号給7, 4 1 9 円、10号給7, 5 1 4 円、11号給7, 6 0 4 円、12号給7, 6 9 4 円、13号給7, 7 8 5 円、14号給7, 8 8 4 円、15号給7, 9 8 3 円、16号給8, 0 8 2 円、17号給8, 1 8 6 円、18号給8, 3 0 3 円、19号給8, 4 1 6 円、20号給8, 5 2 9 円、21号給8, 6 4 2 円、22号給8, 7 1 9 円、23号給8, 7 9 5 円、24号給8, 8 7 2 円、25号給8, 9 4 0 円、26号給9, 0 1 7 円
2 級	1 1, 1 3 2 円。ただし、1号給8, 8 0 4 円、2号給8, 8 8 1 円、3号給8, 9 5 3 円、4号給9, 0 3 0 円、5号給9, 1 1 1 円、6号給9, 1 8 8 円、7号給9, 2 6 5 円、8号給9, 3 3 7 円、9号給9, 4 1 8 円、10号給9, 5 0 4 円、11号給9, 5 9 0 円、12号給9, 6 7 5 円、13号給9, 7 5 2 円、14号給9, 8 4 2 円、15号給9, 9 3 3 円、16号給10, 0 2 3 円、17号給10, 1 0 9 円、18号給10, 2 3 1 円、19号給10, 3 5 2 円、20号給10, 4 7 4 円、21号給10, 6 0 1 円、22号給10, 7 3 2 円、23号給10, 8 6 2 円、24号給10, 9 8 9 円、25号給11, 1 1 1 円
特 2 級	1 1, 5 3 3 円

キ 教育職給料表 (3)

職務の級	調整基本額
1 級	8, 4 2 4 円。ただし、1号給6, 8 1 0 円、2号給6, 8 7 7 円、3号給6, 9 4 5 円、4号給7, 0 1 3 円、5号給7, 0 8 9 円、6号給7, 1 7 5 円、7号給7, 2 5 6 円、8号給7, 3 3 8 円、9号給7, 4 1 9 円、10号給7, 5 1 4

	円、11号給7,604円、12号給7,694円、13号給7,785円、14号給7,884円、15号給7,983円、16号給8,082円、17号給8,186円、18号給8,303円、19号給8,416円
2 級	11,031円。ただし、1号給7,523円、2号給7,618円、3号給7,712円、4号給7,812円、5号給7,902円、6号給8,001円、7号給8,100円、8号給8,200円、9号給8,303円、10号給8,430円、11号給8,552円、12号給8,674円、13号給8,804円、14号給8,881円、15号給8,953円、16号給9,030円、17号給9,111円、18号給9,188円、19号給9,265円、20号給9,337円、21号給9,418円、22号給9,504円、23号給9,590円、24号給9,675円、25号給9,752円、26号給9,842円、27号給9,933円、28号給10,023円、29号給10,109円、30号給10,231円、31号給10,352円、32号給10,474円、33号給10,601円、34号給10,732円、35号給10,862円、36号給10,989円
特 2 級	11,332円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年12月25日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
	円	円
1 年未 満	366,700	30,200
1 年以上 2 年未 満	366,700	30,200
2 年以上 3 年未 満	366,700	30,200
3 年以上 4 年未 満	366,700	30,200
4 年以上 5 年未 満	366,700	30,200
5 年以上 6 年未 満	366,700	30,200
6 年以上 7 年未 満	366,700	30,200
7 年以上 8 年未 満	366,700	30,200
8 年以上 9 年未 満	366,700	30,200
9 年以上 10 年未 満	366,700	30,200
10 年以上 11 年未 満	366,700	25,100
11 年以上 12 年未 満	366,700	20,100
12 年以上 13 年未 満	366,700	15,100
13 年以上 14 年未 満	366,700	10,100
14 年以上 15 年未 満	366,700	5,100

15年以上16年未満	366,700	
16年以上17年未満	362,700	
17年以上18年未満	358,700	
18年以上19年未満	354,700	
19年以上20年未満	350,700	
20年以上21年未満	346,700	
21年以上22年未満	329,800	
22年以上23年未満	312,600	
23年以上24年未満	295,900	
24年以上25年未満	279,000	
25年以上26年未満	262,100	
26年以上27年未満	241,300	
27年以上28年未満	220,900	
28年以上29年未満	200,500	
29年以上30年未満	179,700	
30年以上31年未満	157,800	
31年以上32年未満	135,900	
32年以上33年未満	114,200	
33年以上34年未満	82,300	
34年以上35年未満	52,500	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第24号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
第1条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の135」を「100分の165」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の165」を「100分の150」に、「100分の205」を「100分の190」に改め、同条第2号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年12月1日から適用する。

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

熊本県病院事業管理者 河野 靖

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一

部を次のように改正する。  
別表第2を次のように改める。  
別表第2（第3条関係）  
ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 619円。ただし、1号給6, 209円、2号給6, 259円、3号給6, 313円、4号給6, 363円、5号給6, 413円、6号給6, 462円、7号給6, 512円、8号給6, 561円、9号給6, 611円
2 級	8, 524円。ただし、1号給8, 470円
3 級	9, 627円
4 級	10, 229円
5 級	10, 630円
6 級	11, 232円
7 級	12, 135円
8 級	12, 736円
9 級	14, 341円

## イ 医療職給料表（1）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10, 831円
2 級	13, 137円
3 級	14, 542円
4 級	15, 645円

## ウ 医療職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 217円
2 級	8, 023円
3 級	9, 126円
4 級	9, 728円
5 級	10, 530円
6 級	11, 332円
7 級	12, 235円

## エ 医療職給料表（3）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8, 123円。ただし、1号給7, 022円、2号給7, 085円、3号給7, 153円、4号給7, 216円、5号給7, 279円、6号給7, 347円、7号給7, 414円、8号給7, 482円、9号給7, 541円、10号給7, 618円、11号給7, 690円、12号給7, 762円、13号給7, 830円、14号給7, 920円、15号給8, 010円、16号給8, 100円
2 級	9, 427円。ただし、1号給8, 254円、2号給8, 349円、3号給8, 443円、4号給8, 538円、5号給8, 633円、6号給8, 737円、7号給8, 841円、8号給8, 944円、9号給9, 053円、10号給9, 116円、11号給9, 179円、12号給9, 242円、13号給9, 305円、14号給9, 373円
3 級	9, 728円
4 級	10, 029円
5 級	10, 430円
6 級	11, 633円

## オ 技能労務職員調整基本額表

職員の区分	号 給	調整基本額
再任用職員 以外の職員	1	5,934円
	2	5,979円
	3～32	6,017円
	33～48	7,421円
	49～76	8,524円
	77～124	8,725円
	125～185	9,627円
再任用職員		8,524円

備考 この表中「3～32」等とあるのは、「3号給から32号給までの号給」等を示す。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の熊本県病院局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。